

4月から

ごみの出し方が変わります

使い捨てから再利用へ

9種類 18分別に



私たちの生活からでるごみの7割は資源として再利用できる資源ごみであるといわれています。資源ごみを捨てることなく再利用していく目的で容器包装リサイクル法が制定されました。

この法律は国民・事業者（企業）・自治体三者のごみ処理に係る責任を定めた法律で、国民はごみを分別し、自治体はこれを収集し、事業者は集められた資源ごみを再商品化する責任を負います。八日市場市ほか三町環境衛生組合において

ごみの分別収集

スタート

町から出るごみは、八日市場市ほか三町環境衛生組合で焼却処分し、環境衛生組合最終処分場へ埋立て処分をしています。この最終処分場も平成18年度には埋立てが終了し、それ以降埋立て用地のない危機的な状況にあります。こうしたなか、環境衛生組合はこの解決策として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称容器包装リサイクル法）」に基づき、資源ごみができる限り再利用していく目的で、現在の2分別方式（可燃ごみと不燃ごみ）から、9種類、18分別する分別収集を9年4月から開始することになりました。

ごみ処理問題は一人ひとりの心がけにより解決する以外に方法はありません。

町民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

も、この法律に基づく環境衛生組合分別収集計画によりごみの分別収集を始めることになりました。

分別方法は 9種類、18分別に

再利用できないごみは、今までどおり2分別を行うのに加え、再利用資源ごみの7種類16分別が加わり、9種類18分別になります。次ページの分別方法表に従い分別をお願いします。（分別収集のチラシを全戸へ配布します。）

出し方は 指定袋と指定シール

紙類以外の資源ごみは種類ごとに袋（資源ごみ用袋）に入れます。紙類については束ねた紙類へ指定シール（資源ごみ用シール）を貼り、現在利用しているごみステーションへ指定日に出します。回収回数は月2回を予定しています。（詳しくはチラシでお知らせします。また、可燃ごみ・不燃ごみは従来どおりの回収日です。）

指定袋と指定シール 種類は

指定袋は3種類、指定シールは1種類になります。

可燃ごみ↓可燃ごみ用の指定袋

不燃ごみ↓不燃ごみ用の指定袋

資源ごみ↓資源ごみ用の指定袋（紙類以外）

資源ごみ用のシール（紙類へ貼ります）

粗大ごみは今まで どおり直接搬入

粗大ごみは今までどおり、環境衛生組合へ直接搬入することを基本とします。また車両のない方、老人家庭に限り実施しています粗大ごみの特別収集につきましても、従来どおりの方法で実施します。

光町リサイクルの日 3月で廃止

光町リサイクルの日は、分別収集が9年4月から始まることを予測し、分別収集を町民の皆さんがスムーズに取り入れられるように他に先がけて実施した事業です。今回分別収集が始まることにより、今までリサイクルステーション（集会場等）まで搬入していただいた缶、新聞、雑誌等は、表の「ごみの出し方」に移行することになりました。こうしたことから光町リサイクルの日も所期の目的を達成し、3月のリサイクルの日を最後に廃止することになりました。

ご協力ありがとうございました。